

## スペイン法における信教の自由及び政教関係：宗教の自由に関する組織法（1981年）

### 1・歴代憲法典に見る信教の自由の保障及び政教関係

#### 1.1 19世紀の諸憲法典

##### 1. 1.1 1812年憲法

- ・排他的国教制（confesionalismo excluyente）
- ・思想の自由（libertad ideológica）が保障されていたにもかかわらず、宗教の自由（libertad religiosa）そのものが意識されていなかった。

##### 1. 1.2 1837年憲法

- ・社会学的な国教制（confesionalismo sociológico）
- ・カトリック教に対する経済的保護は、教会永代所有財産の解放（desamortización）に対する代償として、国に課された義務として理解された。

##### 1. 1.3 1845年憲法

- ・排他的国教制
- ・1851年にコンコルダ条約が締結された。

##### 1. 1.4 1869年憲法（第一共和制）

- ・国教制からの離脱を試みた。
- ・宗教の自由は、専ら外国人に認められる自由権として保障された。

##### 1. 1.5 1876年憲法

- ・宗教の自由の保障が曖昧であったが、憲法典として存続期間は最も長かった。

#### 1.2 1931年憲法（第二共和制）及びフランコの独裁政権

##### 1. 2.1 1931年憲法

- ・非常に強い非宗教性（laicismo）が導入された。
- ・文面の上では、宗教の自由の保障度が高かった。

##### 1. 2.3 フランコ政権

- ・成文憲法が存在しなかった代わりに、スペイン人憲章（Fuero de los españoles）と呼ばれる権利章典が制定された。その中に信教の自由が含まれていた。
- ・同時に、保守的な国教制が復活した⇒国家カトリック（Nacionalcatolicismo）の時代。
- ・1953年に新たなコンコルダ条約が締結された。
- ・政権の晩期には、第二ヴァチカン評議会の影響下で、宗教の自由に対する保障が強化された。  
1967年に信教の自由に対する法が制定された。

#### 1.3 1978年のスペイン憲法

### 1. 3.1 憲法 16 条

- ・ 信教の自由
- ・ 無国教制 (aconfesionalismo) の原則
- ・ 協力の原則 (principio de cooperación)

### 1. 3.2 1981年の宗教の自由に関する組織法 (以下は組織法) の制定

## 2・組織法の内容構成

### 2.1 第1条

- ・ 平等の原則

### 2.2 第2条

- ・ 信仰・礼拝の自由の内容

### 2.3 第3条

- ・ 組織法の適用範囲

### 2.4 第4条

- ・ 保障される諸権利の救済制度

### 2.5 第5条

- ・ 宗教法の登録

### 2.6 第6条

- ・ 宗教法人の諸権利

### 2.7 第7条

- ・ 協力取決め (Acuerdos de cooperación) の制度

### 2.8 第8条

- ・ 宗教の自由に関する顧問委員会

## 3・現行制度：宗教法人制度及び協力取決め

### 3.1 宗教法人制度

- ・ 一般制度 (結社法の適用) : 法人にならない宗教団体に適用される
- ・ 特別制度 (組織法の適用) : 宗教法人になった宗教団体のみに適用される。財政上の優遇を受けられる。協力取決めへの道が開かれる。
- ・ 宗教法人登記簿
- ・ 宗教法人の登記手続き

### 3.2. 協力取決め (Acuerdos de cooperación) の制度

- ・ 憲法 16 条 3 項の協力の原則を具体化する。
- ・ 「著しい定着度」 (Notorio arraigo) が必要。
- ・ 実例 :
  - \* カトリック教会との間に 5 つの協定 (厳密に取決めではなく、国際条約の性質を有する)
  - \* プロテスタント教会連盟 (1992年)
  - \* イスラム教委員会 (1992年)
  - \* ユダヤ教団体連盟 (1992年)

- ・取決めの締結の手続き

#### 4・制度の課題

- 4.1 いわゆる法源としての協力取決めの位置づけ。
- 4.2 カトリック教会の特別地位
- 4.3 スペイン社会の世俗化 (secularización)